

答 申 書

(答 申 第 360 号)

令和 4 年 (2022 年) 6 月 13 日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、開示請求に係る個人情報を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり (省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求 (以下「本件開示請求」という。)の対象個人情報は、「令和〇年〇月〇日に私 (〇〇) に電話をかけてきた内容の全て。相手は、〇〇部〇〇課〇〇です。」(以下「本件個人情報」という。)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長 (以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対し、請求に係る本件個人情報を記載した公文書は作成していないとして、令和 3 年 9 月 27 日付け道本交企 (安) 第 435 号で個人情報不存在通知処分 (以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人 (以下「請求人」という。)は、実施機関が本件個人情報を記載した公文書を作成していないのは不合理であるため、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る個人情報を開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、本件個人情報が記載された公文書を作成していないのは不合理であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 実施機関が、別記第 4 号様式 (12 の (3) のウの事項関係) の処理方針・経過票を作成しないで、口頭で上司に報告しているのは不整合であり、処理決裁を受けていないのは、不合理である。

(イ) 実施機関が、北海道警察文書管理規程により軽易なものと判断し、別記第 5 号様式 (11 の (3) の事項関係) の回付・解決票の回付を行っていないのは不合理であり、回付・解決票を作成しなかった責任は、個人の問題ではなく、組織の問題である。

(ウ) 別記第 18 号様式 (第 55 条関係) の電話通信用紙が存在しないのは、不適切である。

イ 実施機関は、本件処分が妥当であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 北海道警察文書管理規程 (平成 27 年北海道警察本部訓令第 6 号) 第 74 条では、電話により、指示、連絡、報告、照会、回答等を行い、又は受けたときは、軽易なものを除き、電話通信用紙を使用してその内容を記録しておくことが規定されているが、電話による通話内容の全てについて記録しておくことが義務付けられるものではなく、事後確認の必要がなく、公文書を作成しなくても事務処理に支障が生じないような軽易なものは、除かれている。

(イ) 本件個人情報は、事務処理が完結した事項に係る請求人からの問合せ等に対する応答であって、事後確認の必要がなく、公文書を作成しなくても事務処理上支障が生じないものとの判断により作成しなかったものであり、物理的に存在しない。

ウ 以下、本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

本件処分に係る電話対応の内容は、請求人が実施機関に対して行った別件の公文書開示請求について、実施機関が非開示とした個人情報を口頭で教えることなどを請求人が要求してきたことに対し、実施機関がそのような要求には応じられない旨を説明したものであり、当該内容は、事

務処理が完結した事項に係る請求人からの問合せ等に対する応答であって、事後確認の必要がなく、公文書を作成しなくても、事務処理上支障が生じない、軽易なものであると認められる。

当審査会において、「北海道警察文書管理規程の運用について（通達）」を確認したところ、所掌事務に関する単なる照会・問合せ等に対する応答、内部における日常業務の連絡・打合せ等であって、事後確認の必要がなく、文書を作成しなくても事務処理上支障が生じないもの、すなわち処理に係る事案が軽易なものである場合には、文書を作成する必要はないと定めていることから、実施機関が本件個人情報を記載した公文書を作成しなかったとする説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る個人情報について、不存在としたことは、妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年1月20日	○ 諮問書の受理（諮問番号 669） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和4年1月26日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和4年3月9日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年4月22日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 答申案骨子審議
令和4年6月9日 （第112回全体会）	○ 答申案審議
令和4年6月13日	○ 答申